

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【公開番号】特開2011-95538(P2011-95538A)

【公開日】平成23年5月12日(2011.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2011-019

【出願番号】特願2009-250061(P2009-250061)

【国際特許分類】

G 03 G 15/00 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/00 5 5 0

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月12日(2011.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録媒体に画像を形成する電子写真画像形成装置において、

(a) 像担持体と、前記像担持体の表面を帯電する帯電手段とを有するドラムカートリッジであって、前記電子写真画像形成装置の装置本体に取り外し可能に装着されたドラムカートリッジと、

(b) 前記像担持体に形成された静電潜像を現像するための現像剤担持体を有する現像手段を複数装着し、前記静電潜像を現像するための現像位置に前記現像手段を搬送するロータリであって、前記装置本体に対して支持部材を介して揺動可能で、前記支持部材に対して回転可能に設けられたロータリと、

(c) 前記装置本体に移動可能に設けられた、前記ドラムカートリッジを前記装置本体に押圧して位置決めする押圧部材と、

(d) 前記ドラムカートリッジを前記装置本体に装着した状態で前記電子写真画像形成装置を運搬する際に、前記ドラムカートリッジと前記ロータリとの間に取り外し可能に装着された、前記現像位置に位置する前記現像手段と前記像担持体を離間させる係止部材であって、前記押圧部材が前記ドラムカートリッジを前記装置本体に押圧した状態から移動するのを規制する係止部材と、

を有することを特徴とする電子写真画像形成装置。

【請求項2】

前記係止部材は、前記ドラムカートリッジと前記ロータリとの間に装着された状態において、前記押圧部材に当接して、前記ドラムカートリッジを前記装置本体に押圧した状態から移動するのを規制する規制部を有することを特徴とする請求項1に記載の電子写真画像形成装置。

【請求項3】

更に、前記電子写真画像形成装置は、

前記ドラムカートリッジを前記装置本体に装着した状態で前記電子写真画像形成装置を運搬する際に、前記像担持体と前記帯電手段との間に装着して、前記像担持体の表面と前記帯電手段とを離間させる離間部材と、

を有し、

前記係止部材は、前記離間部材を前記像担持体と前記帯電手段との間に取り付ける際に

、前記像担持体と前記帯電手段との間に前記離間部材を案内するガイド部を有することを特徴とする請求項1に記載の電子写真画像形成装置。

【請求項4】

前記離間部材は、前記像担持体と前記帯電手段とに挟まれる離間部と、
前記離間部を支持する支持部と、
を有することを特徴とする請求項3に記載の電子写真画像形成装置。

【請求項5】

前記ガイド部は、前記離間部材に設けられた貫通孔であることを特徴とする請求項3に記載の電子写真画像形成装置。

【請求項6】

前記離間部は前記支持部に対して角度Wをもって設けられ、前記離間部材が前記ガイドを通過する際は、前記離間部は前記支持部に対して角度が、角度Wより大きい角度になるように撓んだ状態になることを特徴とする請求項3に記載の電子写真画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記の目的を達成するための本発明に係る電子写真画像形成装置の代表的な構成は、記録媒体に画像を形成する電子写真画像形成装置において、
(a) 像担持体と、前記像担持体の表面を帯電する帯電手段とを有するドラムカートリッジであって、前記電子写真画像形成装置の装置本体に取り外し可能に装着されたドラムカートリッジと、
(b) 前記像担持体に形成された静電潜像を現像するための現像剤担持体を有する現像手段を複数装着し、前記静電潜像を現像するための現像位置に前記現像手段を搬送するロータリであって、前記装置本体に対して支持部材を介して揺動可能で、前記支持部材に対して回転可能に設けられたロータリと、
(c) 前記装置本体に移動可能に設けられた、前記ドラムカートリッジを前記装置本体に押圧して位置決めする押圧部材と、

(d) 前記ドラムカートリッジを前記装置本体に装着した状態で前記電子写真画像形成装置を運搬する際に、前記ドラムカートリッジと前記ロータリとの間に取り外し可能に装着された、前記現像位置に位置する前記現像手段と前記像担持体を離間させる係止部材であって、前記押圧部材が前記ドラムカートリッジを前記装置本体に押圧した状態から移動するのを規制する係止部材と、

を有することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

上記の実施例の装置100をまとめると次のとおりである。記録媒体40に画像を形成する電子写真画像形成装置100である。(a) 像担持体71と、像担持体71の表面を帯電する帯電手段73とを有するドラムカートリッジ70であって、電子写真画像形成装置100の装置本体100Aに取り外し可能に装着されたドラムカートリッジ70を有する。(b) 像担持体71に形成された静電潜像を現像するための現像剤担持体51を有する現像手段5を複数装着し、静電潜像を現像するための現像位置Xに現像手段5を搬送するロータリ1を有する。ロータリ1は装置本体100Aに対して支持部材102L・102Rを介して揺動可能で、支持部材102L・102Rに対して回転可能に設けられてい

る。 (c) 装置本体 100A に移動可能に設けられた、ドラムカートリッジ 70 を装置本体 100A に押圧して位置決めする押圧部材 23 を有する。 (d) ドラムカートリッジ 70 を装置本体 100A に装着した状態で電子写真画像形成装置 100 を運搬する際に、ドラムカートリッジ 70 とロータリ 1との間に取り外し可能に装着された係止部材 21 を有する。係止部材 21 は現像位置 X に位置する現像手段 5 と像担持体 71 を離間させる。また、係止部材 21 は押圧部材 23 がドラムカートリッジ 70 を装置本体 100A に押圧した状態から移動するのを規制する。